

社会政策である、故に古くは左の決議を以つて徹底的運動を起さんとす

具休方法

- 一 国庫費増金の増額
- 二 健康保署及保険組合に直営の診療所を設置する事
- 三 資本家の買収金百分の一を増額し公傷病を重要視する事
- 四 日本医士会と政府との団体契約の廢止
- 五 医療分業の実行
- 六 給付の類を定額とする可
- 七 更に医士会と労働組合側と会見してお互に意見の用障をすする事

実行方法

- 一 大会に於て委員を任命し直ちに当局に決議文を呈交する事
- 二 医士会訪問し具体的意見の交換を旨とする

大島市五支部提出

社会政策案及び組合宣傳方法に関する件

八 理由改正

大島市四支部提出

健康保険法改正に関する件

大島市四支部提出

可決 労働事務執行委員設置の件

大島市二支部提出

失業保険設置の件

大島市二支部提出

地域的労働講座を定期的に開催するの件

大島市五支部提出

五 在野中間派排撃の件

大島市五支部提出